平成２２年（フ）第１７４１号
仙台市若林区伊在字土府12番地の26
破産者　高橋　数彦
1　期日　平成23年７月１日午前11時30分
2　会議の目的　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
平成23年５月10日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８０９号
仙台市青葉区貝ケ森１丁目31番３号
破産者　太齋　英明
1　期日　平成23年７月１日午前11時40分
2　会議の目的　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告
平成23年５月10日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８１０号
仙台市青葉区貝ケ森１丁目31番３号
破産者　太齋　秀子
1　期日　平成23年７月１日午前11時45分
2　会議の目的　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
平成23年５月10日
仙台地方裁判所第４民事部

平成１８年（フ）第１４９号
大分県国東市国東町東堅来2074番地１
破産者　花木　誠二
1　期日　平成23年７月13日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年５月11日
大分地方裁判所杵築支部破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０４１号
東京都港区三田１丁目４番28号
清算株式会社　清水部品株式会社
代表清算人　中原　　豊
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第１号
福井県大飯郡おおい町名田庄口坂本37号21番地の１
清算株式会社　名田庄バイオテック株式会社
清算人　寺内　則雄
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（ヒ）第７号
岐阜県各務原市蘇原清住町５丁目126番地の２
清算株式会社　森邦加工株式会社
代表清算人　森　　邦雄
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０１４号
東京都渋谷区代々木４丁目33番10号
清算株式会社　株式会社プラトー
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０１５号
東京都渋谷区代々木４丁目33番10号
清算株式会社　株式会社アテナ
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

保全管理命令

平成２０年（再）第５号
宮崎県北諸県郡三股町新馬場40番地11
再生債務者　株式会社渕建
1　主文　保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　宮崎県都城市栄町19号12番谷口ビル２階　弁護士法人谷口法律事務所　弁護士　谷口　　悟
3　保全管理人は、その職務の遂行状況並びにその管理する財産の状況及び収支の状況について、当裁判所の求めに応じ、随時報告しなければならない。
平成23年５月９日　宮崎地方裁判所都城支部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１号
宮崎県日南市岩崎３丁目１番11号　岩崎ビル内
再生債務者　有限会社岩崎商事
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　宮崎市旭１丁目７番12号　エスポワール宮崎県庁通り205号　小城和男法律事務所　弁護士　小城　和男
平成23年５月６日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

監督命令取消

平成２２年（再）第４号
仙台市宮城野区扇町５丁目10番36号
再生債務者　株式会社モリヤ
主文　平成22年７月30日にした監督命令を取り消す。
平成23年５月９日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２０年（再）第５号
宮崎県北諸県郡三股町新馬場40番地11
再生債務者　株式会社渕建
主文　平成20年７月２日にした監督命令を取り消す。
平成23年５月９日　宮崎地方裁判所都城支部

再生手続開始

平成２３年（再）第３号
札幌市西区琴似１条６丁目１番17号
再生債務者　昌運株式会社
代表者代表取締役　吉田　　昇
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月30日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年７月11日から平成23年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再）第２号
群馬県太田市新田木崎町170
再生債務者　株式会社三興製作所
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年７月７日から平成23年７月14日まで
前橋地方裁判所民事部

管 理 命 令

平成２２年（再）第４号
仙台市宮城野区扇町５丁目10番36号
再生債務者　株式会社モリヤ
1　主文　管財人による管理を命ずる。
2　管財人　仙台市青葉区一番町２丁目５―22穴吹第19仙台ビル８階　吉田法律事務所　弁護士　吉田　幸彦
3　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成23年５月９日
仙台地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第８号
宮城県多賀城市留ヶ谷１丁目15番17号
再生債務者　小川志津夫
1　決議に付する計画案　平成23年４月11日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年６月13日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年６月６日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成23年６月６日
平成23年５月９日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２０年（再）第１号
新潟県上越市板倉区別所865番地
再生債務者　新進開発株式会社
1　決議に付する計画案　平成23年４月21日付け再生債務者提出の変更計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年６月13日午後２時
⑵　会議の目的　変更計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年５月30日まで
平成23年５月10日　新潟地方裁判所高田支部